

令和4年3月28日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

県では、3月31日まで県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、未だ県内の感染者数が高い水準で推移していることや新年度を迎え人の往来が増加すること等から、その期間を4月30日まで延長します。そのため、下記のとおり県民の皆様へのお願いを変更します。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（3月18日）】	【県民の皆様へのお願い（3月28日）】
<p>まん延防止等重点措置区域への不要不急の外出は控える ※3月21日まで</p> <p>※対象者全員検査を受けた者（PCR検査等により陰性が確認された者）は除く</p> <p>※北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県において各都道府県が定める区域</p>	(削除)
<p>無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から令和4年3月31日まで</p> <p>少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診</p>	<p>無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から令和4年4月30日まで</p> <p>少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診</p>